

(2026.5.27)

～小規模事業場のストレスチェック～

普及と定着に向けて、全国労働保険事務組合連合会と中災防が共同宣言を締結！

令和7年5月に公布された改正労働安全衛生法は、順次施行されていますが、職場のメンタルヘルス対策の推進として、ストレスチェックが50人未満の事業場(以下、小規模事業場)についても実施を義務とする改正は大きなトピックでした。

令和6年経済センサス基礎調査によると国内の事業所は9割強を50人未満の事業所が占めており、さらに20人未満が8割を占めています。50人未満といえども、そのほとんどが20人未満です。また、規模が小さい事業場ほどメンタルヘルス対策への取組みが低調であることが労働安全衛生調査により明らかになっています。

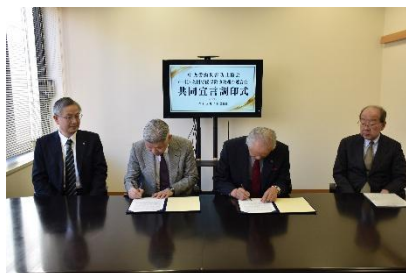
改正法公布から1年を迎え、令和8年2月に厚生労働省は「小規模事業場ストレスチェック制度実施マニュアル」(以下、マニュアル)を公表するなど、具体的な動きが出てきました。

その対応として、このたび、中央労働災害防止協会(略称:中災防、会長 筒井義信(日本経済団体連合会会長))と(一社)全国労働保険事務組合連合会(略称:全国労保連、会長 岡部正治)は、4月21日(火)に全国労保連本部(東京都千代田区)において、「小規模事業場のストレスチェック実施・定着に向けた相互協力に関する共同宣言」の調印式を行いました。

「すべての働く人々に安全・健康を」をコーポレートスローガンとし、長年、メンタルヘルス対策支援とストレスチェックを提供してきた中災防と、「労働者の福祉の向上」を理念に掲げ、労働保険事務手続きを通じて小規模事業場の実情に長けている全国労保連が手を取り合い、垣根を超えたネットワークの構築を目指す初めての試みにご期待ください。

小規模事業場向けストレスチェックサービス(マニュアル対応版ストレスチェック)について5月下旬から申し込み方法等の広報を開始し、6月から受付を開始します。詳細は特設サイトをご覧ください。

https://www.jisha.or.jp/service/stress-check/fill-in-form_small.html



全国労保連会長と中災防理事長が「共同宣言」に署名
(写真右から全国労保連 前田芳延・専務理事 岡部正治・会長、中災防 竹越 徹・理事長 吉永和生・専務理事)



「共同宣言」に調印



中災防 健康快適推進部